

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1

① 年月日・時間	令和5年7月21日、令和6年3月11日						
② 場所							
③ 相手方	徳島県議会各種議員連盟						
④ 参加者							
⑤ 目的・内容	徳島県議会各議員連盟 令和5年度会費						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
	会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費		
	会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会芸術文化振興議員連盟 会費返金		
	会費	2,000	10/10	2,000	徳島県議会防災対策議員連盟 会費		
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会教育を考える議員連盟 会費		
	会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟 会費		
	会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会林業木材業振興議員連盟 会費返金		
	会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日韓友好促進議員連盟 会費		
	合計	12,000		12,000			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

令和5年7月21日

古 野 司 様

¥ 5, 0 0 0 -

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟 領 収



返金証明証

令和6年3月11日

古 野 司 様

¥ 1, 0 0 0 -

令和5年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会芸術文化振興議員連盟 返 金



領 収 証

令和5年7月21日

古 野 司 様

¥ 2, 0 0 0 -

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防災対策議員連盟 領 収



領 収 証

令和5年7月21日

古 野 司 様

¥ 3, 0 0 0 -

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会教育を考える議員連盟 領 収



領 収 証

令和5年7月21日

古 野 司 様

¥ 3, 0 0 0 -

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟 領 収



返金証明証

令和6年3月11日

古 野 司 様

¥ 1, 0 0 0 -

令和5年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会林業木材業振興議員連盟 領 収



領 収 証

令和5年7月21日

古 野 司 様

¥ 1, 0 0 0 -

令和5年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会日韓友好促進議員連盟 領 収



活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	1

① 年月日・時間	令和5年11月13日(月)14時～17時						
② 場所	イイノホール(東京都千代田区)						
③ 相手方	総務省						
④ 参加者	徳島県議会議員 井村 保裕、木下 賢功、古野 司、平山 尚道						
⑤ 目的・内容	総務省主催「地方議会活性化シンポジウム2023」に参加						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	11/14(火)全国都道府県議会議員研究交流大会に出席のため、11/13(月)の宿泊から、旅費 公費負担						
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記 録簿
	交通費	12,910	10/10	12,910	往路航空券代 11/13 ANA282便 徳島11:00発→羽田12:15 着		
	交通費	7,500	1/4	1,875	11/13 タクシー代(4名乗り合わせ) 羽田空港→イイノホール		
	駐車場代	1,200		600	11/13 駐車場代 (11/14公務分除外)		
	合計	21,610		15,385			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 議員が主催する研修の場合、参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食(公職選挙法の制限を超える飲食)の提供はない	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	15,385 円
-----------	----------

領 収 証

2023年11月24日
(231113-AA0003)

古野 司 様

金額

¥ 12,910※

但し

2023/11/13 航空券代金として

上記の金額正に領収いたしました。
Ref. No. 0000204681 予約No. 3301556

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第1982号

株式会社エイトラベル徳島

登録番号 70880001008999

〒770-0847

徳島県徳島市幸町2丁目4番地3

スタッフクワイエット 2階

担当者印



TEL:088-625-5581
FAX:088-653-2344

領 収 書

現金・ポイント・クーポン・割引 No. 9473

日付 2023年 11月 13日

車番 002561 0000

運賃 ¥6,900 -

E T C 料金 ¥600 -

運賃料金計 ¥6,900 -

通行料他 ¥600 -

合 計 ¥7,500 -

内消費税等 ¥681 -

消費税率 10%

上記の様に領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます

登録番号: 12810196490794

中 村 タ ク シ ー

ドア番号 372

お忘れ物のお問い合わせは

日創連東京都営業協同組合 個人タクシー事業部

平日9~17時の受付 03 (3426) 6151

上記時間外の受付

お忘れ物センター 03 (5976) 9166

原本は平山議員添付

(一財) 空港振興・環境整備支援機構

徳島事務所

登録番号 T1011105005394

TEL 088-699-4169

領収証

精算機 #05 A 精算No.000127

発券機 #01 発券No.095976

入庫時刻 2023年11月13日(月) 10:00

出庫時刻 2023年11月14日(火) 20:53

駐車時間 1日 10:53

駐車料金 A料金 1,200円

=====

合 計 1,200円

(内税10%対象額 1,200円)

現金領収額 1,200円

お預り 1,200円

お釣り 0円

またのご利用をお待ちしております。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和6年2月16日						
② 内容	発行部数 3,300通 配布方法 郵送・手配り 県政報告書を発行し、県内において上記の配布方法により地域住民に配布し広聴広報活動を行う。						
③	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	制作費	380,681	10/10	152,460	県政報告書の印刷代・データ作成一式 3,300部×単価42円（税抜）＝138,600円 消費税13,860円	✓	
	郵送費			228,221	（タウンプラス） 発送前作業費： 3,298通×単価35.2円（税込）＝116,089円 郵送料：3,298通×34円（税込）＝112,132円		✓
	合計	380,681		380,681			

（注）専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

（注）印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

（注）郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☒ 後援会主催の報告会等ではない	
☒ 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
☒ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
☒ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

古 野 司

様

No.

令和6年3月13日

金 額

¥ 3 8 0 6 8 1

但し 県政報告 vol.1 印刷代・タテアラス代として
上記の金額正に領収致しました



◆ 内 訳

税 抜 金 額 7346.074-
消費税額等 (10%)



山文堂印刷

山文堂印刷

〒771-5208
徳島県那賀郡那賀町仁字王子前 175-1
TEL 0884-62-1502 / FAX 0884-62-2859
E-mail: sanbundou@mb.pikara.ne.jp

登録番号: T6810945620177

料金後納郵便

タウンプラス



古野

徳島県議会議員

司

那賀町の皆様へ

新時代へ!!
古野 司

■ 県政報告 vol.1

令和6年2月

TSUKASA FURUNO

■ プロフィール

徳島県議会自由民主党所属
県土整備常任委員会副委員長
地方創生特別委員会 委員
普通会計決算認定特別委員会副委員長
議会改革検討委員会 委員
政策条例検討委員会 委員

■ 発行

徳島県議会議員 古野 司

〒771-5513 徳島県那賀郡那賀町古屋字野々尻 63

Mobile : 090-1574-1370

■ ご挨拶

令和6年は元旦から「能登半島地震」が起き、また翌2日には羽田空港で重大な航空機事故が発生するなど騒然とした年明けとなりました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災をされた皆様の一日も早い復旧を願うばかりです。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の扱いが2類から5類に移行し、コロナと共生する新時代の生活が始まり、やっと日々の生活も落ち着きを取り戻し社会に活気がでてまいりました。しかし、今冬は一時鳴りを潜めていたインフルエンザの流行が広がりを見せています。皆様にはこれからも感染症対策に気をつけて健やかにお過ごしいただきたいと思います。

さて、昨年9月定例会に初の一般質問の機会を頂きました。長らく旧上那賀町また那賀町で議員を務めさせて頂き山間僻地の多くの難題に向き合ってまいりました。今回の質問では長年取り組んで参りました那賀町の「現場での課題」を踏まえ防災や農業、林業の振興などを質問させて頂きました。今後も『地元の声、県民の声』を県政に届けることが使命と思い一生懸命精進をして参ります。皆様のご指導のほどよろしくお願い致します。

一般質問



■ ① ふるさと納税の取組について ■

■ 古野

「ふるさと納税」は、寄附される方が、「応援したい自治体」を自らの意思で選択できる制度であり、地方の自治体にとっては、創意工夫により地域の魅力をPRすることで、全国の皆様から応援いただき、財源確保にも繋がるという大変重要な制度であります。

しかし、残念ながら、本県においては、県・市町村を併せた、ふるさと納税の受入実績が、令和3年度は全国最下位、令和4年度も46位と低迷しているのが現状であり、その理由の一つとして、ある民間調査会社が発表している「魅力度ランキング」において、下位に位置するなど、全国の皆様に本県の魅力が十分に認知されていないことが挙げられるのではないのでしょうか。

本県には、豊かな森林資源をはじめとした大自然、その恵みによって育まれた農林水産物、農村舞台や人形浄瑠璃をはじめ、地域に根ざす伝統文化など、様々な魅力に溢れており、こうした魅力ある地域資源を活用することや、PRにも力を入れることで、全国から注目を集める可能性は十分にあると考えております。

こうした可能性を現実のものとし、全国の皆様からふるさと納税を通じて、本県を「応援していただく」ためには、県自身が取

組を強化することはもちろんですが、県と市町村の合計納税額の実に「98%」を占める24市町村の取組も不可欠であり、県と市町村がともに手を携え、「オール徳島」で取り組んでいくことが大変重要であります。

一方で、市町村においては、「限られた人員体制のため、手が回らない」といった声や、「返礼品開発のノウハウがない」などの声も聞かれるところであり、県の支援を求める市町村も多いのではないかと考えます。

そこで、ふるさと納税の拡大に向けて、市町村と連携しながらどのように取り組んでいくのか、ご所見をお伺いいたします。



■知事

ふるさと納税は、観光インバウンド、農林水産物の輸出と並ぶ地方創生の要となる政策の一つであり、本県においても、例えば、議員の地元である那賀町では、「阿波晩茶」や、木頭杉の未利用材などを原料とした災害時用の「木粉簡易トイレ」などにより、多くの寄附を集めております。

また、企業が寄附を通じて、自治体の地方創生プロジェクトを支援する「企業版ふるさと納税」についても、「神山まると高専」の開校・運営支援プロジェクトに対し、令和4年度には12億円に上る寄附を集めるなど、地域の特色や魅力を活かした取組が行われているところです。

県としても、こうした優良事例をしっかりと後押ししつつ、一層の寄附拡大を進めていくべきと考えており、先般策定した「徳島新未来創生政策集」において、「ふるさと納税額の倍増」を目標とし、関係部局の実務担当者で構成する「ふるさと納税戦略チーム」の設置を盛り込んだところであります。

この戦略チームのもと、「個人版」のふるさと納税については、魅力ある返礼品の拡大に向け、他の自治体の成功事例も参考に、

- ・地域の事業者が生産する優れた県産品の掘り起こし

- ・本県が誇る自然や地域イベントを活かした新たな返礼品の開発

に取り組むとともに、効果的なPRの実施にも力を注いで参ります。

また、「企業版ふるさと納税」についても、徳島を応援したくなる「魅力的なプロジェクト」を創出するとともに、

- ・各部局の職員一人ひとりが「営業マン」となるよう、「営業力強化研修」の実施や、

- ・予算要求時における寄附獲得部局への「インセンティブの付与」

などにより、全庁を挙げ、寄附獲得に向けた取組を展開して参ります。

加えて、市町村の取組を後押しするため、各市町村の担当者との連絡会議に加え、

- ・首長や幹部職員に対する、取組強化に向けた働きかけ

- ・県と市町村との「共通返礼品」の開発及び共同PRの実施

など、「プッシュ型」の支援により、更なる連携強化を図って参ります。

■②那賀町の医療提供体制について■

■古野

私は、政治課題として「山間地や山間僻地に暮らすために必要な安全・安心の維持確保」を掲げており、その大きな柱の一つが「医療体制の維持」であります。

私の地元、那賀町の医療機関の状況を見ますと民間の医療機関は非常に少なく、かつ、那賀町東部にしか所在していないため、「驚敷地区」を除く、「相生」、「上那賀」、「木沢」及び「木頭」の各地区に設置された「那賀町立の病院や診療所」が地域住民にとっては、無くてはならない医療機関となっています。

一方、これらの「地域住民の安心・安全」を支える公立の医療機関においては医師をはじめ、看護師などの医療従事者の確保に大変苦慮しており、町で唯一、入院病床を有し、地域の基幹的な病院である「上那賀病院」においても平成31年4月から「土曜、日曜及び祝日の救急車の受け入れ」、また「時間外の外来受付」を休止している状況です。

現在、上那賀病院の診療時間外においては、木頭地区などから

は、2時間もかかって阿南医療センターもしくは海部病院まで救急搬送をされている現状です。

那賀町は、広大な面積を有しているため、各医療機関までの距離がありますが、住民の高齢化が進んでいることに加え、交通手段も限られていることから、これ以上、各医療機関の診療機能が縮小することになった場合、医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念されます。

県においては、地域医療の確保を図るため、「医療従事者の養成・確保対策」や「へき地医療対策」に係る様々な施策を実施いただいていることは承知しておりますが、那賀町で暮らす我々住民が将来にわたって「安心して過ごすことの出来る医療体制」が今後も確保されるのか、地元の方々からも不安の声が寄せられています。

そこで、那賀町の医療提供体制の安定的な確保に向けて、県は医師や看護師等の確保対策にどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

■副知事

過疎地域において、住民の皆様が安心して暮らし続けるためには、身近な地域で医療が受けられる体制整備が不可欠であり、医師や看護師等の医療従事者の確保が「極めて重要な課題」と認識しております。

議員お話しのとおり、那賀町におきましては、「那賀町立・上那賀病院」を中核として、「日野谷」、「木頭」、「木沢」及び「北川」の4つの町立診療所が地域住民の安全・安心を支えており、将来にわたり、那賀町の医療提供体制を維持していくためには、これらの「公立医療機関」における医師、看護師等の「安定的な確保」が大変重要であると考えております。

このため、県におきましては、県立病院など「へき地医療を支援する拠点病院」から医師を派遣し、人員配置を行うとともに、

- ・「自治医科大学」や「徳島大学医学部・地域枠」による医師の養成

- ・医学生を対象に、地域医療への「関心や意欲」を高めていただく「地域医療研修」の実施

など、本県の地域医療を担う「医師の増加」に向けて取組を進めているところです。

また、看護師等の確保に向けては、

- ・将来、県内で就労する意欲のある看護学生への「修学資金の貸与」

- ・山間地域での看護の魅力を経験する「看護の魅力発見ツアー」の実施

など、次世代を担う人材の養成・定着に努めております。

とりわけ、那賀町に対しましては、

- ・今年度、「へき地」の病院や診療所での医療を担う自治医科大学・出身医師「11名中、6名」の配置

- ・民間医療機関の御協力を得た「医師の派遣」

- ・県ナースセンターによる離職した看護師等の「就職の斡旋」などの支援を行っているところであります。

県といたしましては、今後とも、このような「支援体制」をしっかりと維持し、地域医療体制を持続的に提供できるよう「医師をはじめとする医療従事者」の確保に向け、「関係団体」や「県内医療機関」との連携を強化し、積極的に取り組んで参りたいと考えております。

さらに、将来を見据え、医師や看護師等を確保するためには、より多くの方に、過疎地域において、「地域医療の魅力」を体感いただくことが重要であると考えており、「過疎地域の医療機関」を訪問する「学生向けの啓発事業」について、参加できる学生の数をさらに増やしていけるよう、地元「那賀町」をはじめ、関係機関とより一層連携を図りながら、しっかりと取り組んで参ります。

■①②総括■

■古野

本県がふるさと納税において早く全国最下位クラスを抜け出すと共に、都道府県魅力度ランキングにおいても、もっと上位に位置できるように積極果敢な攻めの姿勢で望んで頂きたいと期待申し上げます。

「那賀町の医療体制」については、深いご理解とご認識をして頂いておりますこと、大変有難く心強い限りであります。

上那賀病院では、診療時間外の救急患者の受け入れが出来なくなってすでに4年6カ月がたちました。

木頭地区の北川集落からは、一番近い救急病院である「海部病院」や「阿南医療センター」までは救急車であっても2時間余り必要です。

本年5月には、国道の路肩崩壊があり、2カ月間、迂回を余儀なくされましたが、その間は、2時間30分を費やさなければ救急病院へたどり着くことの出来ない状況でありました。

また、新聞報道されたように木頭診療所に隣接する民間薬局が8月末に撤退されオンラインによる薬の処方になるなど、那賀町の医療を取り巻く状況は日増しに厳しくなっております。

どうぞ、さらにより一層の連携を図りご支援頂きますことをお願い申し上げます。

■③多様な林業事業体の育成について■

■古野

徳島県は県土面積の75%を森林が占める全国有数の「森林県」でありその多くを国有林以外の民有林が占めております。

本県の豊かな森林を次世代に引き継ぐために、県においては、これまで多くの林業政策を実施されてきたところであり、そのことに敬意を表するところであります。

これからも未来に向けて徳島県の林業を成長、発展させていくためには、担い手の裾野を広げていく必要があると考えます。

そこで、林業の成長産業化に向けては、起業による参入を促し、多様な事業体が活躍することが有効であると考え、ご所見をお伺いいたします。

■農林水産部長

本県の豊かな森林を、将来にわたり適切に整備・保全し、「持続可能な林業」を実現するためには、「林業就業者」に加え、その受け皿となる「林業事業体」の育成・確保が重要であります。

県では、「県産材の増産」を目指し、平成17年度から、数次にわたり展開する「林業プロジェクト」において、「担い手の育成・確保」を「戦略の柱」に位置づけ、「林業事業体の経営安定」や「新規参入」に向けた支援に取り組んでおり、現在、県への登録事業体数は、「74」と「プロジェクト」開始前に比べ、「倍増」しております。

一方、「ウッドショック」や「ウクライナ侵攻」を機に国産材の需要が高まる中、本県では、過去3年間で「伐採」や「植林」に特化した「林業事業体」が、新たに「10社」参入するなど、「分業化」が進んでおり、議員お話しのとおり、「林業の成長産業化」を加速するには、より専門性の高い、「多様な事業体」の新規参入を促し、支援していくことが重要であります。

そこで、「林業アカデミー」の卒業生をはじめ、起業を目指す方々に向けては、新たに「相談窓口」を設置するほか、
・経営ノウハウや雇用管理を学べる「研修会」の開催
・「起業に必要な手続き」をサポートする専門家の派遣
などに取り組むとともに、起業直後においては、経営安定に向けた、「林業機械の導入支援」や「経営診断の実施」など、きめ細やかなバックアップを図って参ります。

また、「森林組合」など、本県の林業を牽引する「既存事業体」の皆様については、

・「スマート林業」の実装を図る「先進機器の導入」
・労働災害の発生リスクを低減する「資機材の整備」
・作業員の振動障害を予防する「特殊・健康診断の実施」
など、「生産性の向上」や「労働安全」に資する取組を、ハード・ソフト両面から支援して参ります。

今後とも、「林業の成長産業化」に向け、「多様な林業事業体の育成・確保」に、全力で取り組んで参ります。

■④花粉症対策への森林環境譲与税の活用について■

■古野

本年5月末に岸田首相が花粉症対策としてスギ人工林の伐採、植替、利用の取組をしていくことを関係閣僚会議で打ち出されました。現在年間5万haの伐採を10年後には7万haに増やしていくとのことでもあります。

その計画の実現可能性はともかく、政府が強力に林業政策を進めていただけることは本県にとってありがたいことでもあります。

そこで、政府が打ち出した花粉症対策を進めていくには、森林環境譲与税の活用が重要であると考え、市町村と連携した取組についてお伺いいたします。

■農林水産部長

本年5月、政府は、4割を超える国民が罹患し、今や社会問題である「スギ花粉症」について、発生源である「スギ人工林」を「10年間」で「2割程度」減少させ、30年後には「花粉発生量の半減」を目指す、「新たな対策」を打ち出したところであります。

本県は、県土の「76%」を森林が占める全国有数の「森林県」であり、「スギ人工林」の割合も「トップクラス」であることから国を挙げて取り組む「花粉症対策」をリードすべき立場にあると認識しております。

目標達成に向けては、「国の動き」に即応し、「伐採を加速」するとともに、刈り出される「木材の利用」や「花粉の少ない品種への転換」を一層促進することが不可欠であります。

また、これらの取組を着実に進めるには、議員お話しのとおり、2019年に創設された「森林環境譲与税」を「森林整備の財源」として活用できる「市町村」との更なる「連携強化」が重要であります。

そこで、まず、「伐採の加速」に向けては、事業着手の最大の課題である「森林境界の明確化」を円滑に進めるため、市町村に対し、

・航空写真を活用した効率的な「境界の確定方法」
・「航空レーザー測量」の「3次元データ」を基に、県が解析した精度の高い「森林情報」

など、境界の迅速な判定につながる「技術や知見」を積極的に提供するとともに、「森林環境譲与税」の仕組みや用途などについて、きめ細やかな指導・助言を行って参ります。

さらに、「木材の利用促進」に向けては、

・公共施設の「木造化・木質化」
・木造住宅建築に対する「支援制度の創設」
など、市町村独自の「需要創出」を促して参ります。

加えて、未来の「花粉発生量」を抑制するとともに、「持続可能な林業」の実現を図るため、伐採後の「森林再生」に向けては、
・花粉が少なく、成長が早い「エリートツリー」への植替
・多様な森林を構成する「広葉樹」の導入

を市町村と共に促進して参ります。

今後とも、市町村との連携を密に、「森林環境譲与税」を活用した「花粉症対策」に、しっかりと取り組んで参ります。

■⑤「阿波晩茶」について■

■古野

令和2年に発刊された「阿波晩茶・製造技術・調査報告書」では、「『阿波晩茶』と呼ばれる後発酵茶は、酸味を持った独特の風味で、赤ちゃんから大人まで飲めるお茶として県民の食生活に深く浸透し、郷土を代表する食文化の一つとなっています。」と述べられており、郷土の先人が残してくれた地域の財産「阿波晩茶」は、令和3年3月「重要無形民俗文化財」にも登録され、また、多くのマスメディアにも取り上げられたことから、今や、徳島県内のみならず全国にその名が広まっているところです。

「阿波晩茶」は、私が生まれ育った「那賀川・上流域」では昔、小学生の給食の時間のお茶であり、地域の人々の生活に溶け込んだ、非常に身近なものでありました。

古くは、四国・中国地方の山間地域で広く見られた「後発酵茶」の生産ですが、現在では本県の「阿波晩茶」のほかに、高知県の「碁石茶」、愛媛県の「石鎚黒茶」など、限られた地域で生産されるもののみとなっており、「阿波晩茶」においても、「上勝町」「那賀町」「美波町」などの一部地域での限られた生産となっております。

また、「阿波晩茶」の生産技術は先祖代々、各農家で受け継が

れており、家々での細かな製法の違いが風味の違いを生み出し、「民俗文化」としての深みを構成していますが、その生産方法は、盛夏の時期に、「茶摘み」「茶茹で」「茶搾り」「漬け込み」「茶干し」など、多くの工程を行う必要があり、大変な重労働であります。

さらに、現在の生産者の多くは高齢者であり、次代へ生産のバトンを実に渡すためには、後継者の育成が急務であると考えます。

「阿波晩茶」づくりは近年、「伝統」としては次代へ残すべく「重要無形民俗文化財」への登録のため、文献へのまとめや整備ができたと感じていますが、「産業」としての「阿波晩茶」づくりについては、このまま何もしなければ、後継者不足により、多くの生産農家が廃業し、やがて途絶えてしまうのではないかと危惧しているところです。

そこで、今後、県においては、「阿波晩茶」を産業として振興するために、どのような対応が必要と考えているのか、ご所見をお伺いいたします。

■農林水産部長

世界でも稀な「後発酵茶」である「阿波晩茶」は、現代まで脈々と郷土の人々に飲み継がれ、産地独自の「民俗文化」を育んだ「伝統食品」であり、「晩茶づくり」は、未来へと引き継ぐべき、「本県ならではの」「発酵製茶産業」であると認識しています。

これまで県では、農山漁村の関係人口拡大などを目的とする「とくしま・農山漁村応援隊事業」を展開し、産地に関心を寄せる方々に「農家との交流」や「茶摘み」を体験いただくことにより「阿波晩茶」の認知度向上に努めております。

また、「生産・販売対策」としましては、安全・安心な「茶葉の生産体制」を構築するため、「栽培管理」や「環境保全」、「食品安全」など、適正な生産工程管理を認証する「GAP」の取得を促進するとともに、「農商工連携・異業種交流会」や「オーガニック・エコフェスタ」をはじめとする「生産農家」と「流通事業者・消費者」との「交流イベント」を開催することにより、「販路拡大」を支援しております。

その結果、新たに、「展示会への出展」や「インターネット通販」に挑戦する生産農家が現れており、産地においては、高齢化や減少が進む一方、「明るい兆し」が見え始めております。

そこで、この動きを加速し、更なる産業振興を図るため市町村との緊密な連携のもと、産地の課題解決に直結する担い手対策に取り組んで参ります。

具体的には、まず、これまで受け継がれてきた、農家ごとに異なる「生産技術」を後世へと伝承するため、生産工程を動画で記録し、生産者への聞き取り調査と併せ新規就農者が利用しやすい標準的な「生産・加工マニュアル」を作成して参ります。

また、「後継者の確保」に向けては、

- ・移住希望者などを対象とした「就業体験」

- ・後継者を求める農家と就農希望者との「マッチング」

などを実施するとともに、後継者が速やかに農地や農業機械などを入手できるよう、新たに、初期投資を軽減する支援制度を創設し、円滑な事業承継を図って参ります。

今後とも、「郷土の味」である「阿波晩茶」の振興に向け、関係者の皆様とともに、しっかりと取り組んで参ります。

■③④⑤総括■

■古野

新たに起業される方が多数いるという状況をお聞きして大変頼もしく感じております。

様々な林業事業体が活躍されることは本県の林業の将来のために是非とも必要なことであると考えます。

また、本県においては数少ない自伐型林業なども多様性の一翼を担うものであります。

今後とも、林業の成長産業化に向け、多様な林業事業体の育成・確保に全力で取り組んでいただくことを要望しておきます。

次に、「森林環境譲与税」の使途が広がることは、市町村そして林業関係者にとって大変に有意義なことであります。

花粉の発生源対策として、スギ人工林の伐採面積を増やす政策に対しては、「材価の暴落」「再造林の放棄」、引いては「国土保全の機能を損ないかねない」という考えがあることは承知しておりますが、私は将来を見据え、関係者が知恵を出し合い、自覚を持って取り組めば、「花粉症対策」と「森林資源維持」の両立は決して不可能なことではないと考えます。

市町村と十分に連携をして「森林環境譲与税」の有効な活用が出来るように取組をされ、林業従事者、林家はもちろんのこと納税者も喜ぶ「八方良し」にしていただげるように期待をいたしております。

次に、「阿波晩茶」を取り巻く環境は、大きく変化してきており、「阿波晩茶」が生き残っていくためには、「伝統文化の継承」という側面だけでは難しいものがあると感じております。

各地域、生産者において、それぞれ、考え方や製法の違いがあるかと思いますが、「阿波晩茶」の生産・製造を次代に引き継いでいくためには、「経済性」もさらに重要になってくると考えています。

先ほどのご答弁によりますと、「阿波晩茶」に関して多くの支援をされておられるとのことでした。

今後とも、地域資源として期待される「阿波晩茶」の更なる振興に向け、関係者の方々と連携を深めていただくことを期待をいたしております。

■⑥防災情報の効果的な発信について■

■古野

本年も、頻発化・激甚化する豪雨災害により、秋田県や福島県など、全国各地で甚大な浸水被害が発生しております。

これらの災害により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

近年は、これまで経験したことがないような大雨が発生しており、本県においても、こうした豪雨災害は、いつ発生してもおかしくなく、県民の皆様が、これまで以上に危機感を持っていただき、適切な避難行動をとってもらうためには、気象警報や避難情報などの防災情報をタイムリーに発信することが重要であります。

こうした中、県では、先の6月定例県議会で知事が答弁されましたが、有識者も交えた「徳島新時代における防災情報発信検討会」を7月に立ち上げ、SNSをはじめ情報発信の効果的手段や、発信するタイミングなど、具体的な検討を進めておられます。

また、こうした議論と並行し、SNSを活用して防災情報を即時発信するシステム改修費を、今議会に補正予算案として提案しており、できる対策から直ちに具現化しようとしていることを心強く受け止めております。

さらに、「徳島新未来創生・政策集」にも、「SNS活用による県

民目線の防災情報発信の充実」が明記されており、県民の生命に直結する「防災情報の重要性」を知事が強く認識しているものと高く評価しております。

とりわけ、私の地元・那賀町をはじめ、山間地域に住む者が避難する際には、気象警報や避難情報だけでなく、道路通行止めや迂回路の有無などの情報も重要であり、地域住民が必要とする防災情報を、まずはSNSを駆使し、「速報」としてしっかりと発信していただくことが不可欠です。

一方、例えば、刻一刻と変化する今後の天候の変化や道路通行止めの解除時期など、「全般的情報」については、県民の皆様が欲しい時にいつでも「一元的な窓口」にアクセスして、容易に入手できる仕組みも必要です。

現在、県において、防災情報に特化した「安心とくしまホームページ」が開設されているのは承知していますが、気象台をはじめ関係機関とも連携し、より県民目線に立った分かりやすいホームページに進化を図るべきと考えます。

そこで、県民の皆様に向けて、「速報」及び「全般」の両機能を向上させ、防災情報をより一層効果的に発信する体制を構築すべきと考えるが、ご所見をお伺いいたします。

■知事

今年度も、全国各地で「豪雨災害」が相次いでおり、年を追う毎に、頻発化・激甚化する「自然災害」から、県民の皆様の「大切な命」を守り抜くためには、「防災情報・発信方策」の弛まぬ進化が不可欠であると、改めて認識したところです。

県では、「6月定例会」でのご論議を踏まえ、「新時代における発信方策」のあり方を検討するため、去る7月31日に、有識者を交えた「防災情報・発信検討会」を設置し、これまでに、委員の皆様から、

- ・「県公式・LINE」をはじめ、SNS登録の促進
 - ・適切なタイミングで、分かりやすい「SNS」の発信
 - ・アクセスが簡単で、見やすい「ホームページ」の構成
- など、建設的なご意見をいただいております。

そこで、まず、「県公式・LINE」をはじめ、県民の皆様にとって「利便性の高いツール」である「SNS」については、可能な限り多くの「登録者数を確保」することが重要であるとの認識のもと、8月10日の「定例記者会見」を皮切りとした「集中的なキャンペーン活動」の展開など、あらゆる機会を通じ、積極的に登録を呼びかけて参りました。

その結果、令和3年度末に開設したLINE登録者数は、7月末の「4千人」から、昨日時点で「1万1千人」へと、「2.8倍」、「7千人の増」となったところです。

県としては、まだまだ、大きく登録を増やせる余地があると考えており、引き続き、私自ら先頭に立ち、「登録拡大」を積極的に推進して参る所存ですので、本日、傍聴に来られている皆様、さらに議会中継をご覧いただいている県民の皆様におかれましても、是非ご登録をお願いいたします。

また、去る8月の「台風第7号」の際には、台風の接近状況に応じて、「危機意識」を高めていただくため、「SNS」を積極的に活用し、

- ・台風接近2日前の13日午後3時には「早めの備え」
- ・本県に警報が発表されたタイミングである14日午後2時には、明るいうちからの「早めの避難」
- ・台風最接近前の15日午前7時には、不要不急の外出を控え「安全の確保」を喚起する「新たなメッセージ」を発信いたしました。

こうした「SNSの登録促進や改善」に止まらず、議員ご提案のとおり、「速報」及び「全般」両面からの「情報発信・強化」が重要であるとの認識のもと、

- ・県民の皆様生命に直結する「気象警報」や「避難情報」といった「速報すべき情報」を直接お届けする「プッシュ型」の「SNS」
- ・「SNS」だけでは伝えきれない、県全域にわたる「道路通行止め」情報といった「全般的情報」を自ら入手いただく「プル型」の「ホームページ」

など、それぞれの特性をさらに活かした「進化系の情報発信・体制」を、早急に構築して参りたいと考えております。

具体的には、まずは「プッシュ型」の進化に向けて、これまで以上に、「SNS」を戦略的に活用するため、新たに「SNS・防災情報・発信マニュアル」を、年内に作成し、県を挙げて「適時・適切」かつ「機動的」に、「情報発信」して参ります。

また、「プル型」については、県の「安心とくしま・ホームページ」において、県民の皆様、必要な「防災情報」を、「俯瞰的」かつ「簡単」に入手いただけるようにするため、

- ・地域の危険度をリアルタイムで表示する気象庁の「キキクル」をはじめ、「視覚的情報」との連携強化
- ・必要とする情報が、例えば、3クリック以内で得られる「アクセス環境の改善」

など、「県民主役」の「徳島新時代」に相応しい「防災ポータルサイト」への刷新を目指し、鋭意検討を進めて参ります。

さらに、「新たな発信体制」を構築するにあたり、「SNS」や「ホームページ」を利用していない方、或いは利用することができない方にも、必要な「防災情報」をしっかりとお届けすることは、行政としての「重要な責務」であると認識しております。

このため、広く「防災情報」をお届けする手段として、県では、「Lアラート」を通じ、県民の皆様、身近なテレビの「テロップ」や「データ放送」に「防災情報」を「速報するシステム」を構築しており、また、市町村においても、

- ・防災行政無線の「戸別受信機」や「屋外スピーカー」
- ・ケーブルテレビによる「音声告知端末」など、地域の実情に合わせた整備を行っていることから、

今後も、これらを最大限活用すべく、市町村と緊密に連携しながら、誰一人取り残さない「防災情報」の発信体制をしっかりと確保して参ります。

■⑦国道195号「白瀬トンネル(仮称)」について■

■古野

国道195号は、本県と高知県を結ぶ幹線道路であるとともに、那賀町民にとっては、生活や地域経済に欠かすことの出来ない重要な路線であり唯一の命の道であります。

一方、近年の豪雨による災害を防止するため、未改良区間の整備を含め、より一層の道路の強靱化が求められています。

これまで、落石や山腹また路肩崩壊が度々発生し、時には重大事故もあったなか、地域住民は不安を抱えながら生活をして参りましたが、近年には着実に整備が進められ徐々に不安が解消されつつあることに衷心よりお礼申し上げます。

現在、未改良区間が残る「棚谷口地区から平野地区」では、「白瀬トンネル(仮称)」の計画が進められ、悲願であった沿線住民も大いに期待をし、進捗状況に関心を寄せているところでございます。

そこで、国道195号「白瀬トンネル(仮称)」の進捗状況について、お伺いいたします。

■県土整備部長

「国道195号」は、起点側の高知市から終点側の徳島市に至る広域的な道路ネットワークを形成する幹線道路であり、平時には、沿線の皆様の日常生活を支え、

・県の特産品の「木頭ゆず」や「徳島すぎ」の輸送

・「高の瀬峡」や「驚敷ライン」へのアクセス

など、物流や観光ルートとして地域経済の発展に大きく寄与しております。

また、災害時には、円滑な救急救命活動や緊急物資の広域的な輸送を担う「緊急輸送道路」として、さらには、国が策定する「四国広域道路・啓開計画」において、南海トラフ地震発生時に優先的に啓開する「進出ルート」にも選定されている重要な道路であります。

議員お話しの「棚谷口地区から平野地区」の約1800メートルの未改良区間については、過去には、大規模な山腹崩壊や巨大な落石により通行止めとなる「道路災害」が発生したことから、地元那賀町や期成同盟会から強い要望をいただくなど、防災対策が緊急の課題となっております。

そこで、県では、「橋梁」と「トンネル」により現道の「土砂災害警戒区域」や「地すべり危険箇所」を避け、距離も半分程度の900メートルとするバイパス事業に平成30年度に着手し、「現地測量」や「地質調査」を経て、令和4年度末に「トンネル詳細設計」を完了したところでです。

今年度は、事業推進のため、まずは「トンネル本体工事」の着手に必要不可欠となる「両坑口」の用地取得に取り組むとともに、トンネル西側「坑口」の施工に先立って、付け替える必要がある町道の「山切り工事」を年内に発注できるよう、準備を進めて参ります。

今後とも、地域の「経済活動」と「安全・安心な暮らし」を支えられるよう、国道195号の強靱化を図って参ります。

■⑥⑦総括■

■古野

去る6月1日から3日にかけての梅雨前線による大雨では、阿南市阿瀬比峠付近において国道195号が数時間に渡り迂回路情報が十分でないままの状態でも全面通行止めとなり、通行者が大いに混乱をしたことがありました。

私は、6月定例会の県土整備委員会でもそのことを申し上げましたが、このような時こそ「的確な情報」が大切であります。

知事が得意なSNSの発信はもちろんのこと、市町村が運用している防災無線なども高齢者にとっては重要なツールの一つであります。

SNSの発信と共に、市町村にも機動的に情報を届けることも併せて検討頂いて、より一層効果的に発信をする体制を構築していただくようお願いを申し上げます。

最後に、国道195号「白瀬トンネル(仮称)」については、当初の予定に沿って進んでいるとのご答弁を頂きました。

国道195号は、徳島市と高知市を最短で結び、県内実延長の大半を占める約70km余りが那賀町を東西に貫いている幹線道路であり、先にも申し上げたように地域にとってはかけがえのない「命の道」「活力の道」であります。

今回、残されていた未改良区間の工事が始まることは大変喜ばしいことであります。

しかし、豪雨等の異常気象時には、事前通行規制となる区間が残るなど、幹線道路としての機能が十分に発揮されているとは言えない面もあります。

幹線道路としての機能を発揮する本路線の整備は那賀町にとっての悲願であります。

どうぞ、今後とも特段のご配慮をお願い申し上げます。

本工事においては用地関係者の皆様に十分な配慮をされ、ご協力を頂きながら進められて一刻も早い完成をみることを要望させていただきます。



タイ国バンコクの日本大使公邸を訪問



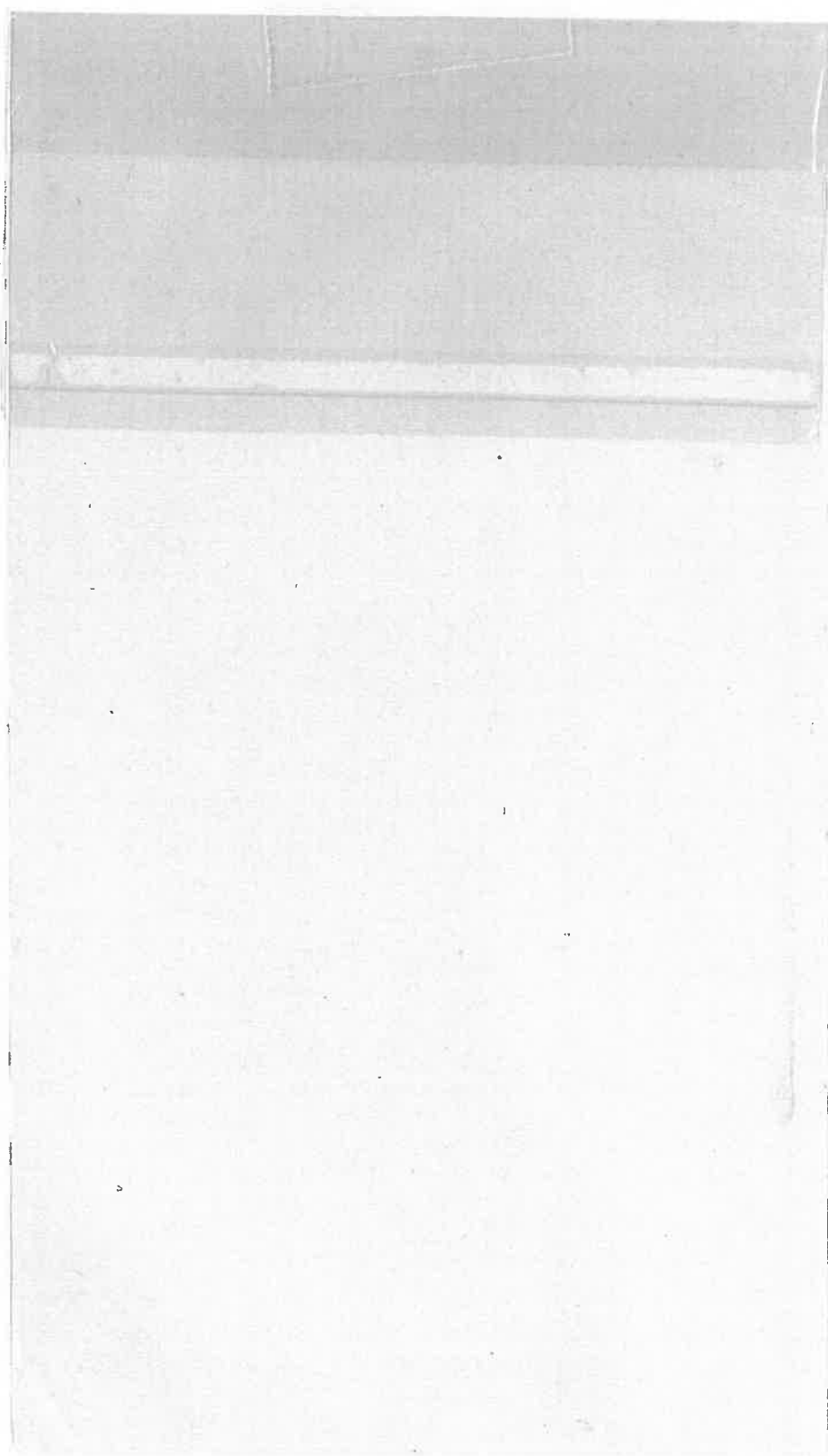
財務副大臣らに高規格道路要望



タイ国バンコクのジェトロで研修



大学生・NPOの方々と意見交換会



活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	1

① 年月日・時間	令和5年8月21日(月) ①13:30～13:45 ②14:30～14:45 ③16:00～16:15						
② 場所	①財務省 【東京都千代田区】 ②衆議院第二議員会館 【東京都千代田区】 ③自由民主党本部 【東京都千代田区】						
③ 相手方	①財務省 井上 貴博 財務副大臣 ②自由民主党 金子 恭之 ITS推進・道路調査会長 ③自由民主党 梶山 弘志 幹事長代行						
④ 参加者	徳島県議会議員 岡本富治 嘉見博之 重清佳之 井川龍二 福山博史 須見一仁 井村保裕 古野司 平山尚道 眞貝浩司 岸本淳志 沢本勝彦 古川広志 梶原一敬 他						
⑤ 目的・内容	県、県議会有志及び関係市町等が合同で、「徳島南部自動車道及び阿南芸芸自動車道」の早期整備に 関して、財務省及び自由民主党本部へ政策提言を行った。						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
	旅費	91,360	10/10	82,360	航空券代 往路便：8/21 JAL454 徳島8:55発→羽田10:10着 復路便：8/22 JAL455 羽田9:45発→徳島10:55着		
				9,000	8/21 貸切バス代（羽田→①～③）		
		16,500	上限あり	14,800	8/21 宿泊費（都市センターホテル（東京都千代田区））		
		10,120	1/3	3,374	タクシー代（都市センターホテル→羽田）		
	駐車場代	1,200	10/10	1,200	8/21～8/22 徳島空港駐車場代		
	合計	119,180		110,734			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	110,734 円
-----------	-----------

領収証

No. 0003222

古野 司

様

2023 年 10 月 27 日

金額

¥ 91360 -

但 交通費として

現金	¥ 91360 -
小切手	
クレジット	

上記正に領収いたしました

JR四国旅客鉄道株式会社

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町8番33号
(登録番号 T1470001002014)

発行箇所 ワーフ徳島支店



印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

R5.8. 3×50×1,000 (中央納)

領収証

No. 0003223

古野 司

様

2023 年 10 月 27 日

金額

¥ 16500 -

但 宿泊費として

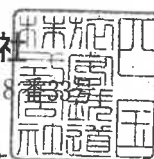
現金	¥ 16500 -
小切手	
クレジット	

上記正に領収いたしました

JR四国旅客鉄道株式会社

〒760-8580 香川県高松市浜ノ町8番33号
(登録番号 T1470001002014)

発行箇所 ワーフ徳島支店



印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済

R5.8. 3×50×1,000 (中央納)

領収書

車両番号 0221号
2023年08月22日08:21
毎度ご乗車ありがとうございます。
(現金,チケット,クーポン,カード)

乗車料金	9000円
迎車料金	300円

運賃料金計	9300円
ETC	720円
アプリ手配料金	100円

計 10120円
消費税率 10.0%

日本交通株式会社 登録番号:T1011501015889
お忘れ物は  日本交通 赤羽営業所
03(3965)8652

その他は カスタマーサポートデスクへ
TEL050(3173)9200 平日9:00~17:00

(一財)空港振興・環境整備支援機構

徳島事務所

登録番号 T1011105005394

TEL 088-699-4169

領収証

精算機 #04	A 精算No.000356
発券機 #01	発券No.056908
入庫時刻	2023年 8月21日(月) 07:35
出庫時刻	2023年 8月22日(火) 11:09
駐車時間	1日 3:34
駐車料金	A料金 1,200円

=====
合 計 1,200円
(内税10%対象額 1,200円)
現金領収額 1,200円
お預り 1,200円
お釣り 0円
またのご利用をお待ちしております。

活動報告書兼領收書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 統合 6月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
合計	3,950	/	987	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 充当に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

2023年6月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

品名	部数	税率	金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額
(税率 8%計 ¥3,400)
(税率10%計 ¥550)
<合計> ¥3,950*

(税込価格)



徳島新聞丹生谷専売所
徳島県那賀郡那賀町木頭折
字字棚谷82-7
0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

15年6月27日 領収



【按分による支出の場合】

按分率	1/4
政務活動費の支出額	987 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	2

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 統合 7月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
徳島新聞 統合 8月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
徳島新聞 統合 9月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
合計	11,850		2,961	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☑ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/4
政務活動費の支出額	2,961 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2023年7月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額	合計金額
徳島新聞 統合	1	8%	3,400*	(税率 8%計 ¥3,400)
徳新電子版併読	1	10%	550*	(税率10%計 ¥550)
				<合計> ¥3,950*

(税込価格)

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

R5 年 7 月 27 日 領収

徳島新聞丹生谷専売所
徳島県那賀郡那賀町木頭折
字字棚谷82-7
0884-68-2416

2023年8月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額	合計金額
徳島新聞 統合※	1	8%	3,400*	¥3,950*
徳新電子版併読	1	10%	550*	
				率 税込計 税額
				8 3,400 251
				10 550 50

(税込価格)

※は軽減税率対象

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

R5 年 8 月 28 日 領収

登録番号:T5810191788934
徳島新聞丹生谷専売所
徳島県那賀郡那賀町木頭折
字字棚谷82-7
0884-68-2416

2023年9月分 領収証

古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額	合計金額
徳島新聞 統合※	1	8%	3,400*	¥3,950*
徳新電子版併読	1	10%	550*	
				率 税込計 税額
				8 3,400 251
				10 550 50

(税込価格)

※は軽減税率対象

毎度ご購入ありがとうございます
上記金額正に領収致しました

R5 年 9 月 27 日 領収

登録番号:T5810191788934
徳島新聞丹生谷専売所
徳島県那賀郡那賀町木頭折
字字棚谷82-7
0884-68-2416

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	3

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 統合 10月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
徳島新聞 統合 11月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
徳島新聞 統合 12月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
合計	11,850		2,961	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 充当に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/4
政務活動費の支出額	2,961 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2023年10月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	3,400*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥3,950*		
率	税込計	税額
8	3,400	251
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷82-7

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

25年10月27日 領収



2023年11月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	3,400*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥3,950*		
率	税込計	税額
8	3,400	251
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷82-7

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

25年11月27日 領収



2023年12月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	3,400*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥3,950*		
率	税込計	税額
8	3,400	251
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

宇字棚谷82-7

84-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

25年12月27日 領収



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	4

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
【しんぶん赤旗】日曜版 11月分	930	10/10	930	
【しんぶん赤旗】日曜版 12月分	930	10/10	930	
合計	1,860		1,860	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 充当に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2023 年 11 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

扱者

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2023 年 12 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

扱者

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	5

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
徳島新聞 統合 1月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
徳島新聞 統合 2月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
徳島新聞 統合 3月分 電子版併読	3,950	1/4	987	
合計	11,850		2,961	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/4
政務活動費の支出額	2,961 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

2024年1月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	3,400*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥3,950*		
率	税込計	税額
8	3,400	251
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

字字棚谷82-7

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



2024年2月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	3,400*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥3,950*		
率	税込計	税額
8	3,400	251
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

字字棚谷82-7

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

26年2月27日 領収



2024年3月分 領収証
古野 司 様

那賀郡那賀町古屋字野々尻63

徳島新聞

銘柄	部数	税率	金額
徳島新聞 統合※	1	8%	3,400*
徳新電子版併読	1	10%	550*

合計金額		
¥3,950*		
率	税込計	税額
8	3,400	251
10	550	50

※は軽減税率対象

(税込価格)

登録番号:T5810191788934

松本新聞店

徳島新聞丹生谷専売所

徳島県那賀郡那賀町木頭折

字字棚谷82-7

0884-68-2416

毎度ご購入ありがとうございます

上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	6

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
【しんぶん赤旗】日曜版 1月分	930	10/10	930	
【しんぶん赤旗】日曜版 2月分	930	10/10	930	
【しんぶん赤旗】日曜版 3月分	930	10/10	930	
合計	2,790		2,790	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）		会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である		経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない		

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 1 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

扱者

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

26.2.25

古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 2 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

扱者

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

26.2.25

古野 司 様

しんぶん 赤旗
領収書

2024 年 3 月分

930 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党阿南地区委員会
阿南市宝田町川原 9 0
TEL 0884-22-2446

8%対象	861 円(税抜)	消費税	69 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

領収年月日

扱者

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

26.2.25

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	7

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
未来の年表 業界大変化	1,012	10/10	1,012	
誰も国境を知らない 令和版	2,200	10/10	2,200	
合計	3,212		3,212	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収証
古野司 様
¥1,012※

但

上記金額を領収しました。

2024年03月14日(木) 10:22

平惣 徳島店 徳島市沖ノ浜3-9

088-622-0001

担当印



1358135

金額を訂正したもの
担当印のないものは無効です
登録番号 T8480001006890

-----お買い上げ明細-----
未来の年表 業界大変化
新書 外 ¥920

小計	1数	¥920
消費税		¥92
合計		¥1,012
(10%対象)		¥920)
(10%税額)		¥92)
現金		¥10,055
お釣り		¥9,043

領収証
古野司 様
¥2,200※

但

上記金額を領収しました。

2024年03月17日(日) 14:18

平惣 徳島店 徳島市沖ノ浜3-9

088-622-0001

担当印



1358828

金額を訂正したもの
担当印のないものは無効です
登録番号 T8480001006890

-----お買い上げ明細-----
誰も国境を知らない 令和版
文芸 外 ¥2,000

小計	1数	¥2,000
消費税		¥200
合計		¥2,200
(10%対象)		¥2,000)
(10%税額)		¥200)
現金		¥2,200

活動報告書兼領収書等添付票

項目	事務費
整理番号	1

①	商品名・数量・ 単価・発送内容 ※切手を購入し た場合は発送数 を記載し、発送 物の写しを添付 すること ※全額充当や共 通按分率を超え た割合を充当す る場合は、按分 率の根拠を記載 すること	ノートパソコン 1台 マウスパット 1台 マウス 1台 ノートパソコン用ソフトバック 1台 ルーター 2台 複合機 1台					
	② 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	発送 物写 し
		事務費	85,000	1/4	21,250	ノートパソコン 1台 $85,000円 \times 1/4 = 21,250円$ $85,000円 \times 1/4 = 21,250円$	
		"	1,000	"	250	マウスパット 1台 $1,000円 \times 1/4 = 250円$	
		"	3,400	"	850	マウス 1台 $3,400円 \times 1/4 = 850円$	
		"	3,000	"	750	ノートパソコン用ソフトバック $3,000円 \times 1/4 = 750円$	
		"	20,000	"	5,000	ルーター 2台 $20,000円 \times 1/4 = 5,000円$	
		"	6,600	"	1,650	複合機 1台 $6,600円 \times 1/4 = 1,650円$	
		"					
		"					
		"					
		"					
		"					
		合計	119,000		29,750		

(注) 備品(取得価格10万円以上のもの。但しパソコンは除く)については、資産形成のおそれがないリース契約を原則とする。
どうしても購入する必要がある場合には、耐用年数を議員残任期で按分した分のみを充当する。(充当の計算はガイドラインP25を参照)

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☐ 全額充当や共通按分率を超えた割合で充当している場合は、その根拠が明確である	
☐ 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写し提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	1/4
政務活動費の支出額	29,750 円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

お買上げ明細

2023年 5月18日(木)

16時48分

【ご連絡先】

【お名前】

(3043000475253)

フルノ ヲカサ

古野 司

様

会員番号

＜明細＞

1 15. 6型ASUS X515J 展示品 来店
ASUS

0195553853859 X515JA-BQ2321WX 10%
1点 ¥85,000

2 カンフィーリニューアル ・ 持帰

エレコム
4953103168626 MP-095GV 10%
1点 ¥1,000

3 STD/標準/無線/Btoot ・ 持帰

エレコム
4549550245449 M-XGL15BBRD 10%
1点 ¥3,400

4 OAバック/ZEROSHOCK ・ 持帰

エレコム
4953103269637 ZSB-BM005NBK 10%
1点 ¥3,000

5 11ax 2x2 メッシュ 2 ・ 持帰

TP-Link
4897098680100 Deco X50 2P 10%
1点 ¥20,000

6 A4カラーインクジェット複合機 ・ 持帰

エプソン
4988617354814 EW-052A 10%
1点 ¥6,600

6点/合計 ¥119,000

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥119,000

(内消費税額 ¥10,818)

※お買上げ日以降のあんしん延長保証の
ご加入はご容赦ください。※

[0173256-017052595-2310003209316]

領収証

2023年 5月18日(木)

16時48分

様

金額 ¥119,000

(内消費税等 ¥10,818)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥119,000

(内消費税額 ¥10,818)

但し、お品代として

上記金額正に領収致しました。

＜決済内訳＞

現金 ¥119,000

(内消費税等 ¥10,818)

現金お預かり ¥120,000

お釣り ¥1,000

株式会社ビッグ・エス
香川県高松市多肥上町1-210番
地

印紙税申告納
付につき高松
税務署承認済